

## つむぎ保育園一時保育運営規定

### (目的)

第1条 この規則は、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病等による緊急の保育(以下「一時保育」という。)を実施することにより、保護者の負担軽減及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象児童)

第2条 一時保育の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない満1歳6ヶ月から就学前の児童であって、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 保護者の疾病、入院、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に保育が必要となる児童
- (2) 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための私的な理由等により、一時的に保育が必要となる児童

### (実施保育園)

第3条 一時保育を実施する保育園は、市長が指定した保育園とする。

### (利用可能日・時間)

第4条 一時保育を利用できる日及び時間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 月曜日から金曜日とし年末・年始、祝祭日を除いた日とする。
- (2) 利用時間は午前8:30から午後4:30までとする。

### (一時保育の申請)

第5条 一時保育を利用しようとする児童の保護者は、つむぎ保育園一時保育利用申請書を園長に提出しなければならない。

### (一時保育の決定)

第6条 園長は、前条の申請に基づき、一時保育の要否を決定し、一時保育決定通知書を当該保護者に通知するものとする。

### (届出)

第7条 一時保育を受けている児童の保護者は、一時保育の必要がなくなったときは、速やかに一時保育実施変更届を園長に提出しなければならない。

### (一時保育の解除)

第8条 園長は、児童が第2条に該当しなくなったと認めるときは、一時保育を解除することができる。  
2 園長は、前項の規定により一時保育を解除したときは、一時保育決定通知書により保護者に通知するものとする。ただし、一時保育期間満了によるものについては、この限りではない。

### (費用負担)

第9条 一時保育利用入所児の保育料等は以下のとおりとする。

- ア 4時間以内1回につき2,000円
- イ 4時間を超え8時間以内1回につき4,000円

2 前項に規定する費用の納入方法に一時保育利用日当日に園長に支払うこととする。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、一時保育に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。